会員通知 第189号 平成21年12月 4日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 伊 藤 義 郎

売買制度の一部見直しに伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、原則として平成22年1月4日(一部の規定については平成21年12月30日)から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、売買制度・慣行面の簡素化を図る観点から、同時呼値の配分ルールの見直しや 半日立会の廃止を行うとともに、円滑な価格形成・流動性向上の観点から、呼値の刻みの縮小、 呼値の制限値幅及び気配の更新値幅の見直し並びに始値決定やストップ配分時における合致要件 の緩和を行うなど、「業務規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

なお、「1. (1) 半休日の廃止」により、本年12月30日(年末納会日)及び平成22 年1月4日(年始発会日)の立会は終日立会となりますこと、重ねて申し添えます。

#### I. 改正概要

- 1. 売買制度の簡素化
- (1) 半休日の廃止
  - ・年始発会日及び年末納会日等の半休日を廃止します。
- (2) 同時呼値の配分ルールの見直し
  - ・株券及び転換社債型新株予約権付社債券の同時呼値の順位は、同時呼値を行っている会員 単位により、呼値の数量の多い会員から少ない会員の順序で、当該銘柄の売買単位の数量 の呼値が、それ以外の数量の部分の数量の呼値に順次優先するものとします。
- 2. 円滑な価格形成・流動性向上
- (1) 呼値の単位の一部見直し
- ・株券の呼値の単位について、全体的な不均衡の是正と分かりやすさの向上を図る観点から、 一部見直しを行います。(別表1参照)
- (2) 呼値の制限値幅及び気配の更新値幅等の一部見直し
  - ・株券及び転換社債型新株予約権付社債券の呼値の制限値幅及び気配の更新値幅等について、 全体的な不均衡の是正と分かりやすさの向上を図る観点から、一部見直しを行います。(別 表2参照)

### (3) 連続約定気配の新設

- ・株券及び転換社債型新株予約権付社債券において、一の呼値による急激な価格変動を抑止 する観点から、本所が必要と認めるときは、一定の表示(以下「連続約定気配表示」とい います。)を行うものとします。
- ・連続約定気配表示を行う時期及びその値段は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してそ の都度定めるものとします。

## (4) 板寄せ時の合致要件の見直し

- ・株券及び転換社債型新株予約権付社債券において、いわゆる板寄せの場合には、次に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、対当する呼値の間に売買を成立させることとします。
  - a. 成行呼値の全部の数量
  - b. 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部 の数量
  - c. 当該値段による呼値について、売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量

## 3. その他

#### (1) 注文属性区分の新設

・会員は、正会員端末装置に関する事項に係る本所への報告として、呼値を行うごとに、呼値に係る正会員端末装置への入力について、自動入力か手動入力かの別を明らかにするものとします。

#### (2) その他

・その他所要の改正を行います。

#### Ⅱ. 施行日

平成22年1月4日から施行します。

ただし、1. (1)に係る規定については、平成21年12月30日から施行します。

※ 1.(2)、2.(3)(4)及び3.(1)に係る規定については、売買システムの稼動に 支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれ があると本所が認める場合には、平成22年1月4日以後の本所が定める日から施行しま す。

以上

【別表1 株券の呼値の単位】

	株	価			呼値の単位
		$\sim$	2,000 円	以下	1円
2,000 円	超	~	3,000円	IJ	<u>1円</u>
3,000 円	IJ	~	5,000円	]]	<u>5円</u>
5,000 円	IJ	~	30,000 円	]]	10 円
30,000 円	IJ	~	50,000 円	]]	50 円
50,000 円	IJ	~	300,000 円	]]	100 円
300,000 円	IJ	~	500,000 円	]]	500 円
500,000 円	IJ	~	3,000,000 円	IJ	1,000円
3,000,000 円	"	$\sim$	5,000,000 円	IJ	5,000 円
5,000,000 円	"	$\sim$	20,000,000 円	]]	10,000 円
20,000,000 円	IJ	$\sim$	30,000,000 円	]]	10,000 円
30,000,000 円	IJ	$\sim$	50,000,000 円	]]	50,000 円
50,000,000 円					100,000 円

【別表2 株券の呼値の制限値幅及び気配の更新値幅】

【別表2 株券の四	性他の制		ひ気配の更新値幅	1		
		価格			制限值幅	更新値幅
			100 円	未満	30 円	5 円
100 円	以上	$\sim$	200 円	IJ	50 円	5 円
200 円	IJ	$\sim$	500 円	IJ	80 円	<u>8 円</u>
500 円	IJ	$\sim$	700 円	"	100 円	10 円
700 円	IJ	$\sim$	1,000円	"	<u>150 円</u>	<u>15 円</u>
1,000円	IJ	$\sim$	1,500円	"	300 円	<u>30 円</u>
1,500円	IJ	$\sim$	2,000円	IJ	400 円	<u>40 円</u>
2,000 円	IJ	$\sim$	3,000円	"	<u>500 円</u>	<u>50 円</u>
3,000 円	IJ	$\sim$	5,000円	"	<u>700 円</u>	<u>70 円</u>
5,000円	IJ	$\sim$	7,000 円	"	1,000円	100 円
7,000 円	IJ	$\sim$	10,000 円	"	1,500 円	<u>150 円</u>
10,000 円	IJ	$\sim$	15,000 円	"	3,000 円	300 円
15,000 円	IJ	$\sim$	20,000 円	"	<u>4,000 円</u>	<u>400 円</u>
20,000 円	IJ	$\sim$	30,000 円	"	5,000 円	500 円
30,000 円	"	~	50,000 円	"	7,000 円	700 円
50,000 円	IJ	$\sim$	70,000 円	"	10,000 円	1,000 円
70,000 円	"	$\sim$	100,000 円	"	15,000 円	1,500 円
100,000 円	"	$\sim$	150,000 円	"	30,000 円	3,000 円
150,000 円	"	$\sim$	200,000 円	"	40,000 円	4,000 円
200,000 円	"	$\sim$	300,000 円	"	50,000 円	5,000 円
300,000 円	"	$\sim$	500,000 円	"	70,000 円	7,000 円
500,000 円	"	~	700,000 円	"	100,000 円	10,000 円
700,000 円	IJ	$\sim$	1,000,000 円	"	150,000 円	15,000 円
1,000,000円	"	$\sim$	1,500,000 円	"	300,000 円	30,000 円
1,500,000 円	IJ	$\sim$	2,000,000 円	"	400,000 円	40,000 円
2,000,000 円	"	$\sim$	3,000,000 円	"	500,000 円	50,000 円
3,000,000円	"	$\sim$	5,000,000 円	"	700,000 円	70,000 円
5,000,000円	"	$\sim$	7,000,000 円	"	1,000,000円	100,000円
7,000,000 円	"	$\sim$	10,000,000 円	"	1,500,000 円	150,000 円
10,000,000円	"	$\sim$	15,000,000 円	IJ	3,000,000 円	300,000 円
15,000,000円	"	$\sim$	20,000,000 円	"	4,000,000 円	400,000 円
20,000,000円	"	$\sim$	30,000,000 円	"	5,000,000 円	500,000 円
30,000,000円	"	$\sim$	50,000,000 円	"	7,000,000 円	700,000 円
50,000,000円	"				10,000,000円	1,000,000円

# 売買制度の一部見直しに伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

# 目 次

	(-	ページ)
1.	業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則	
C	の特例の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	呼値に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
5.	呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
6.	立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則	
0	の特例の施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

新

旧

(休業日)

する。

 $(1) \sim (7)$  (略)

(削る)

(削る)

- 2 本所は、必要があると認めるときは、臨時休 2 本所は、必要があると認めるときは、臨時休 業日を定めることができる。
- 務を行わない。

(臨時停止、臨時挙行の通知)

停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらか じめその旨を会員に通知する。

(売買立会による売買)

第7条 売買立会による売買は、本所が使用する 第7条 売買立会による売買は、本所が設置する 電子計算機等を利用した取引システム(以下 「売買システム」という。)により行う。ただ し、売買システムによらない売買として本所が 定める売買(以下「売買システムによる売買以 外の売買」という。)については、この限りで ない。

(競争売買の原則)

第10条 (略)

2 · 3 (略)

4 午後立会終了時において第14条第9項の 4 午後立会 (半休日においては午前立会) 終了 規定により定める値幅の限度の値段により対 当されることとなる場合の成行呼値は、当該値

(休業日及び半休日)

第3条 本所は、次の各号に掲げる日を休業日と|第3条 本所は、次に掲げる第1号から第7号ま での日を休業日とし、第8号及び第9号の日を 半休日とする。

 $(1) \sim (7)$  (略)

(8) 年始発会日

(9) 年末納会日

- 業日又は臨時半休日を定めることができる。
- 3 休業日においては、売買立会その他一切の業 3 休業日においては、売買立会その他一切の業 務を行わず、半休日においては、午後立会を行 わない。

(臨時停止、臨時挙行の通知)

第5条 本所は、臨時休業日又は売買立会の臨時 第5条 本所は、臨時休業日、臨時半休日又は売 買立会の臨時停止若しくは臨時挙行を定めた ときは、あらかじめその旨を会員に通知する。

(売買立会による売買)

電子計算機等を利用した取引システム(以下 「売買システム」という。)により行う。ただ し、売買システムによらない売買として本所が 定める売買(以下「売買システムによる売買以 外の売買」という。) については、この限りで ない。

(競争売買の原則)

第10条 (略)

2 · 3 (略)

時において第14条第9項の規定により定め る値幅の限度の値段により対当されることと 段による呼値とする。この場合において、当該 値段による呼値は、すべて同時に行われたもの とみなす。

(個別競争売買)

第12条 (略)

(略)

は、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と 買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼 値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の 値段で合致するとき、その値段を約定値段と し、第10条第2項に定める呼値の順位に従っ て、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1) • (2) (略)

(3) 当該値段による呼値について、次に掲 げる数量(株券及び転換社債型新株予約権付 社債券については a に掲げる数量)

a · b (略)

4·5 (略)

(呼値)

第14条 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

- る。
  - (1) 株券(投資信託受益証券を除く。)

株券は、1株(新株予約権証券については、 新株予約権の目的である株式1株の交付を 受けることができる新株予約権の数を、1株 とする。以下同じ。)につき、当該1株の値 段が、3,000円以下の場合は1円、3, 000円を超え5,000円以下の場合は5 円、5,000円を超え3万円以下の場合は 10円、3万円を超え5万円以下の場合は5 0円、5万円を超え30万円以下の場合は1 00円、30万円を超え50万円以下の場合 なる場合の成行呼値は、当該値段による呼値と する。この場合において、当該値段による呼値 は、すべて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項各号の約定値段を定める場合において 3 前項各号の約定値段を定める場合において は、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と 買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼 値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の 値段で合致するとき、その値段を約定値段と し、第10条第2項に定める呼値の順位に従っ て、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1) • (2) (略)

(3) 当該値段による呼値について、次に掲 げる数量

a · b (略)

4·5 (略)

(呼値)

第14条 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

- 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによ 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによ る。
  - (1) 株券(投資信託受益証券を除く。)

株券は、1株(新株予約権証券については、 新株予約権の目的である株式1株の交付を 受けることができる新株予約権の数を、1株 とする。以下同じ。)につき、当該1株の値 段が、2,000円以下の場合は1円、2, 000円を超え3,000円以下の場合は5 円、3,000円を超え3万円以下の場合は 10円、3万円を超え5万円以下の場合は5 0円、5万円を超え30万円以下の場合は1 00円、30万円を超え300万円以下の場 は500円、50万円を超え300万円以下の場合は1,000円、300万円を超え500万円以下の場合は5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合は1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

 $(2) \sim (4)$  (略)

 $8 \sim 1.1$  (略)

(本所の市場における有価証券の売買の方法等) 第62条 (略)

- 2 正会員は、正会員端末装置と売買システムの接続においては、接続仕様その他の本所が定める事項を遵守しなければならない。
- 3 正会員は、本所が定めるところにより正会員 端末装置に関する事項について本所に報告す るとともに、売買システムが安定的に稼動する よう協力するものとする。

4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施 行する。ただし、第3条、第5条及び第10条 第4項の改正規定は、平成21年12月30日 から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第12条第3項の 改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じ たことにより、改正後の規定により売買を行う ことができない又はそのおそれがあると本所 が認める場合には、平成22年1月4日以後の 本所が定める日から施行する。

合は1,000円、<u>300万円</u>を超え<u>2,0</u>00万円以下の場合は1万円、<u>2,000万円</u>を超え<u>3,000万円</u>以下の場合は5万円、<u>3,000万円</u>を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

 $(2) \sim (4)$  (略)

 $8 \sim 1.1$  (略)

(本所の市場における有価証券の売買の方法等) 第62条 (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	IΒ
(立会外取引の方法)	(立会外取引の方法)
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
2 立会外取引による売付け及び買付けの申込	2 立会外取引による売付け及び買付けの申込
時間(第5条の2第1項の申込を除く。)は、	時間(第5条の2第1項の申込を除く。)は、
午前8時30分から9時まで、午前11時から	午前8時30分から9時まで、午前11時から
午後0時30分まで及び午後3時30分から	午後0時30分まで及び午後3時30分から
5 時までとする。	5 時まで <u>(半日においては、午前 8 時 3 0 分か</u>
	ら9時まで及び午前11時から正午まで)とす
	る。
3~6 (略)	$3\sim6$ (略)
付 則	
この改正規定は、平成21年12月30日から	
施行する。	

新

(同時呼値の順位)

- 第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する|第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する 同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が 明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。) の順位は、同時呼値を行っている正会員単位に より、呼値の数量の多い正会員から少ない正会 員の順序(呼値の数量が同じであるときは、売 買システムでの記録順序又は注文控え(以下 「板」という。) への記載順序。ただし、規程第1 0条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅 の限度の値段による呼値とする場合について は、成行呼値から当該値段の呼値の売買システ ムでの記録順序又は板への記載順序。)で、当該 銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」とい う。)の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に 順次優先するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、債券の同時呼値の 順位は、呼値ごとに数量の多い呼値(数量が同 じであるときは、呼値の板への記載順序が先順 序の呼値) が少ない呼値に優先するものとする。

旧

(同時呼値の順位)

- 同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が 明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。) の順位は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 株券、転換社債型新株予約権付社債券
    - a 同時に呼値を行っている正会員単位によ り、呼値の数量の多い正会員から少ない正 会員の順序(呼値の数量が同じであるとき は、売買システムでの記録順序又は注文控 え(以下「板」という。)への記載順序。次の bにおいて同じ。)で、当該銘柄の売買単位 の数量(以下「最小単位」という。)の呼値 が、正会員単位に最小単位の5倍の数量に 達するまで、それ以外の数量の呼値に順次 優先する。
    - b 最小単位の5倍の数量以外の部分の数量 間の呼値の順位は、呼値の数量の多い正会 員から少ない正会員の順序で、正会員単位 により次に定めるところによる。
      - (a) 第1順位

呼値の数量に3分の1を乗じて算出し た数量(最小単位未満の端数が生じたと きは最小単位に切り上げる。以下このb において同じ。)

(b) 第2順位

前(a)の数量を除いた数量に2分の 1を乗じて算出した数量

(c) <u>第3順位</u>

(a)及び前(b)の数量以外の全数

<u>c</u> <u>a 及び前 b の規定にかかわらず、規程第</u> 10条第4項の規定により成行呼値を呼値

- の値幅の限度の値段(以下「制限値段」と いう。)による呼値とする場合については、 次のとおりとする。
- (a) 同時呼値を行っている正会員単位 により、呼値の数量の多い正会員から少 ない正会員の順序(呼値の数量が同じで あるときは、成行呼値から当該値段の呼 値の売買システムでの記録順序又は板へ の記載順序)で、最小単位の呼値が、正 会員単位に最小単位の5倍の数量に達す るまで、それ以外の部分の数量の呼値に 順次優先する。
- (b) 最小単位の5倍の数量以外の部分 の数量間の呼値の順位は、正会員単位に より次に定めるところによる。
  - イ 当該正会員の呼値の数量にあん分比 率(同時呼値の合計数量に対する対当 呼値の合計数量の比率) を乗じた数量 (最小単位未満の端数が生じたときは 切り捨てる。)の呼値が優先する。
  - ロ 前イに規定する数量以外の部分につ いては、同イの規定により切り捨てた 最小単位未満の端数の数量の多い正会 員から少ない正会員の順序(切捨数量 が同じであるときは、成行呼値から当 該値段の売買システムでの記録順序又 は板への記載順序)で、最小単位の呼 値が順次優先する。

# (2) 債券

呼値ごとに数量の多い呼値(数量が同じで あるときは、呼値の板への記載順序が先順序 の呼値)が少ない呼値に優先する。

(約定値段を定める場合の合致数量) (約定値段を定める場合の合致数量)

第10条 規程第12条第3項第3号bに規定す|第10条 規程第12条第3項第3号bに規定す る本所が定める他方の呼値の数量は、最小単位 以上の数量とする。

る本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号 に定める数量とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(気配表示)

第11条 規程第12条第2項第4号及び第5項 第11条 規程第12条第2項第4号及び第5項 かっこ書、同第33条かっこ書並びに同第36 条第1項かつこ書に規定する気配表示は、呼値 に関する規則第9条に規定する特別気配表示及 び同第10条に規定する連続約定気配表示とす る。

る値幅)

第12条 規程第12条第5項に規定する本所が│第12条 規程第12条第5項に規定する本所が 定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当 該区分に定めるところによる。ただし、気配が 変化した等のため当該値幅によりがたいと認め られる場合の値幅は、本所がその都度定める。

基準値段 値幅

	<u>200円</u> 未満の	りもの	上	下	5 円
	200円以上	500	円未満のもの	<u> </u>	8円
	500円 <u>″</u>	700	<u>リ</u>	"	10円
	700円 ″	1, 000	<u>リ</u>	<u> </u>	15円
,	000円 "	1, 500	円 "	<i>))</i>	30円

- (1) 株券、転換社債型新株予約権付社債券 について、規程第12条第2項第1号、第2 号及び第4号に規定する約定値段を定める場 合の数量は、最小単位以上の数量とする。
- (2) 株券について規程第12条第2項第3 号に規定する約定値段を定める場合の数量 は、次に掲げる数量とする。
  - a 午後立会(半休日においては午前立会) 終了時において制限値段が約定値段となる 場合は、最小単位に制限値段で呼値を行っ ている正会員数を乗じて算出した数量以上 の数量
  - b 前a以外の場合は最小単位以上の数量
- (3) 債券の約定値段を定める場合の数量は、 最小単位以上の数量とする。

(気配表示)

かっこ書、同第33条かっこ書並びに同第36 条第1項かつこ書に規定する気配表示は、呼値 に関する規則第9条に規定する気配表示とす る。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買におけ↓(売買立会終了時の約定値段を定める売買におけ る値幅)

> 定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当 該区分に定めるところによる。ただし、気配が 変化した等のため当該値幅によりがたいと認め られる場合の値幅は、本所がその都度定める。

基準値段 俌幅

> 500円未満のもの 上下 5 円

(新設)

500円以上 1,000円未満のもの " 10円

(新設)

1,000円 " 1,500円 " 20円

1,500円 "2,000円	11 11	40円	1,500円	" 2,000円	"	"	30円
2,000円 "3,000円	" "	50円	2,000円	" 3,000円	"	"	40円
3,000円 "5,000円	" "	70円	3,000円	" 5,000円	"	"	50円
5,000円 " 7,000円	" "	100円	5,000円	<b>』</b> <u>1万円</u>	"	"	100円
7,000円 // 1万円	<u> </u>	150円	(新設)				
1万円 "15,000円	II II	300円	1 万円	<b>』</b> 2万円	"	"	200円
15,000円 // 2万円 //	<u> 11</u>	400円	(新設)				
2 万円 " 3 万円	II II	500円	2 万円	" 3万円	"	"	300円
3万円 " 5万円	II II	700円	3万円	" 5万円	"	"	400円
5 万円 " 7 万円	" <u>1</u> ,	000円	5 万円	" 7万円	"	"	500円
7万円 " 10万円	" <u>1,</u>	500円	7 万円	" 10万円	"	″ <u>1</u> ,	000円
10万円 " 15万円	" <u>3,</u>	000円	10万円	" 15万円	"	" <u>2</u> ,	000円
15万円 " 20万円	" <u>4</u> ,	000円	15万円	" 20万円	"	″ <u>3</u> ,	000円
20万円 " 30万円	" <u>5,</u>	000円	20万円	" 30万円	"	" <u>4</u> ,	000円
30万円 " 50万円	" <u>7,</u>	000円	3 0 万円	" 50万円	"	″ <u>5</u> ,	000円
50万円 " <u>70万円</u>	11 11	1 万円	50万円	" 100万円	"	II.	1 万円
70万円 " 100万円	<u>"</u> <u>"</u> 15,	000円	(新設)				
100万円 " 150万円	II II	3万円	100万円	" 150万円	"	II.	2万円
150万円 " 200万円	11 11	4万円	150万円	" 200万円	"	II.	3万円
200万円 " 300万円	11 11	5万円	200万円	" 300万円	"	II.	4万円
300万円 " 500万円	11 11	7万円	300万円	" 500万円	"	II.	5万円
500万円 " <u>700万円</u>	<i>II</i>	10万円	500万円	"1,000万円	"	"	10万円
700万円 #1,000万円	<u>"</u> <u>"</u>	15万円	(新設)				
1,000万円 #1,500万円	II II	30万円	1,000万円	"1,500万円	"	<i>"</i>	20万円
1,500万円 "2,000万円	<i>II</i>	40万円	1,500万円	"2,000万円	"	"	30万円
2,000万円 #3,000万円	<i>II</i>	50万円	2,000万円	〃3,000万円	"	<i>"</i>	40万円
3,000万円 #5,000万円	<i>II</i>	70万円	3,000万円	"5,000万円	"	<i>"</i>	50万円
5,000万円以上の <u>とき</u>	" 1	00万円	5,000万円以	(上の <u>もの</u>		" 1	00万円
(正会員端末装置に関する幸	服告事項等)						
第30条 規程第62条第2	(新設)						
端末装置に関する次の各界	号に掲げる事項	[につい					
て、第1号に掲げる事項に	こついては売買	立会に					
よる売買に係る呼値を行う	5都度、第2号	に掲げ					
		J					

る事項については本所が必要と認めるときに行

(1) 呼値に係る正会員端末装置への入力につ

<u>うものとする。</u>

# いて、自動入力か手動入力かの別

- (2) <u>前号に掲げるもののほか、本所が市場運</u> 営上必要と認める事項
- 2 正会員は、本所が売買システムの安定的な稼動のために必要と認めて、規程第62条第3項に基づき行った報告について説明を求める場合には、これに協力するものとする。

(新設)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施 行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条、第10条、 第11条及び第30条の改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成22年1月4日以後の本所が定める日から施行する。

新

(特別気配表示による呼値の特別周知)

- 第9条 本所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点|第9条 本所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点 から適正と認める範囲外のものであるときは、次の各 号に定める表示(以下「<u>特別</u>気配表示」という。)に より、その呼値の存在を特別に周知するものとする。  $(1) \cdot (2)$ (略)
- 所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定め るものとする。
- 3 直接上場銘柄の上場後最初の約定値段(以下「初値」 3 直接上場銘柄の上場後最初の約定値段(以下「初値」 という。)の決定前における最初の特別気配値段につ いては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める ところによる。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

4 第1項の特別気配表示は、当該呼値を表示した時か 4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本 ら本所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各 号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決 定前に限る。) における当該直接上場銘柄、事業を承 継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主 に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交 付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所が その都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」 という。) の当該株式の交付に係る権利落後最初の約 定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前に おける当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを 受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種 類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であっ て本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当 て銘柄」という。) の権利落後始値の決定前における 当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当 し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がその都度 指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日

旧

(気配表示による呼値の特別周知)

から適正と認める範囲外のものであるときは、次の各 号に定める表示(以下「気配表示」という。)により、 その呼値の存在を特別に周知させるものとする。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

- 2 前項の特別気配表示を行う時期及びその値段は、本 2 前項の気配表示を行う時期及びその値段は、本所が その時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるも のとする。
  - という。)の決定前における最初の気配値段について は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとこ ろによる。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に 定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前 に限る。) における当該直接上場銘柄、事業を承継さ せる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承 継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付す る会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその 都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」とい う。) の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値 段(以下「権利落後始値」という。)の決定前におけ る当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受け る株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が 同一であるものを除く。) が行われる銘柄であって本 所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘 柄」という。) の権利落後始値の決定前における当該 株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整 理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定 した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該

(当該約定値段の決定前に限る。) までにおける当該 銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してそ きる。

# (1) 株券

特別	<u>川</u> 気配値段					値幅
	200円	未満のも	の		上下	5円
	200円	<u>以上</u>	500円表	<b></b> た満のもの	<u> "</u>	<u>8円</u>
	500円	<u> </u>	700円	<u> 11</u>	"	10円
	700円	<u>"</u> 1,	000円	<u> 11</u>	<u>"</u>	15円
1,	000円	<i>"</i> 1,	500円	"	"	30円
1,	500円	<i>"</i> 2,	000円	"	"	40円
2,	000円	<i>"</i> 3,	000円	"	"	50円
3,	000円	<i>"</i> 5,	000円	"	"	70円
5,	000円	" <u>7,</u>	000円	"	"	100円
7,	000円	<u> </u>	1万円	<u>"</u>	<u> "</u>	150円
	1万円	" <u>15,</u>	000円	"	"	300円
15,	000円	<u> </u>	2万円	<u> "</u>	<u> </u>	400円
	2万円	"	3万円	"	"	500円
	3万円	"	5万円	"	"	700円
	5万円	II	7万円	"	"	1,000円
	7万円	"	10万円	"	,	1, 500円
	10万円	II	15万円	"	"	3,000円
	15万円	"	20万円	"	"	4,000円
	20万円	"	30万円	"	"	5,000円
	30万円	"	50万円	"	"	7,000円
	50万円	"	70万円	"	"	1万円
	70万円	<u>"</u> <u>1</u>	00万円	<u>"</u>	<u> </u>	15,000円
1	100万円	<i>"</i> 1	50万円	"	"	3万円
]	150万円	<i>II</i> 2	200万円	"	"	4万円
2	200万円	<i>n</i> 3	300万円	"	"	5万円
3	300万円	<i>"</i> 5	500万円	"	"	<u>7万円</u>
5	500万円	" <u>7</u>	700万円	"	"	10万円
_7	700万円	<u>"</u> 1, (	00万円	<u>"</u>	<u> "</u>	15万円
1, (	00万円	<i>"</i> 1, 5	500万円	IJ	"	30万円
1, 5	500万円	<i>"</i> 2, 0	00万円	IJ	"	40万円
2, (	00万円	<i>"</i> 3, 0	00万円	"	"	50万円

約定値段の決定前に限る。) までにおける当該銘柄に ついては、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度 の都度定める値幅の値段)をもって更新することがで 定める値幅の値段)をもって更新することができる。

## (1) 株券

気配値段		値幅			
500円未	満のもの	上下 5円			
(新設)					
500円 <u>以</u>	上 1,000円未満の	0もの " 10円			
(新設)					
1,000円	" 1,500円 "	" <u>20円</u>			
1,500円	" 2,000円 "	" 30円			
2,000円	" 3,000円 "	" 40円			
3,000円	" 5,000円 "	" <u>50円</u>			
5,000円	" <u>1万円</u> "	" 100円			
(新設)					
1万円	ッ <u>2万円</u> ッ	" 200円			
(新設)					
2万円	" 3万円 "	" 300円			
3万円	" 5万円 "	" 400円			
5万円	" 7万円 "	" <u>500円</u>			
7万円	" 10万円 "	"1,000円			
10万円	" 15万円 "	" <u>2,000円</u>			
15万円	" 20万円 "	<b>#</b> 3,000円			
20万円	" 30万円 "	" <u>4,000円</u>			
30万円	" 50万円 "	" <u>5,000円</u>			
50万円	" <u>100万円</u> "	" 1万円			
(新設)					
100万円	" 150万円 "	<b>"</b> 2万円			
150万円	" 200万円 "	<b>〃</b> <u>3万円</u>			
200万円	" 300万円 "	<b>″</b> <u>4万円</u>			
300万円	" 500万円 "	<b>"</b> 5万円			
500万円	"1,000万円"	" 10万円			
(新設)					
1,000万円	"1,500万円 "	" 20万円			
1,500万円	"2,000万円"	" <u>30万円</u>			
2,000万円	"3,000万円 "	" <u>40万円</u>			

3,000万円 "5,000万円 " " <u>70万円</u> 3,000万円 "5,000万円 " " <u>50万円</u> 5,000万円以上のもの 5,000万円以上のもの 100万円 " 100万円 (2)(略) (2) (略) (3) 転換社債型新株予約権付社債券 (3) 転換社債型新株予約権付社債券 転換社債型新株予約権付社債券の値幅は、次のと 転換社債型新株予約権付社債券の値幅は、次のと おりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則 おりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則 第3条第2項ただし書の規定により呼値の制限値 第3条第2項ただし書の規定により呼値の制限値 幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。 幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。 行使対象上場株券の基準値段 行使対象上場株券の基準値段 200円未満のもの 上下 5円×当該転 500円未満のもの 上下 5円×当該転 換社債 換社債 型新株 型新株 予約権 予約権 付社債 付社債 券の転 券の転 換比率 換比率 額面1 額面1 00円 00円 当たり 当たり の発行 の発行 価額 価額 新株子 新株子 約権の 約権の 行使に 行使に より発 より発 行する 行する 株式の 株式の 発行価 発行価 額(以 額(以 下「転 下「転 換価 換価 額」と 額」と (いう。) いう。) <u>200円</u>以上 <u>500円</u>未満のもの " <u>8円</u>× " <u>500円</u>以上 1,000円未満のもの " 10円× " (新設) <u> 500円 "</u> <u> 700円 "</u> 10円× " 700円 " 1,000円 " 15円× " (新設)

30円× "

1,000円 " 1,500円 "

1,000円 " 1,500円 " "

<u>20円</u>× "

a.										
1,500円 " 2,000円	9 "	"	<u>40円</u> ×	"	1,500円 "	2,000円	"	"	<u>30円</u> ×	"
2,000円 # 3,000円	9 "	"	<u>50円</u> ×	"	2,000円 "	3,000円	"	"	<u>40円</u> ×	"
3,000円 # 5,000円	9 "	"	<u>70円</u> ×	"	3,000円 "	5,000円	"	"	<u>50円</u> ×	"
5,000円 " <u>7,000万</u>	<u>円</u> ″	IJ	100円×	"	5,000円 "	1万円	"	"	100円×	"
<u>7,000円</u> <u>"</u> <u>1万</u> F	9 //	<u> "</u>	<u>150円×</u>	"	(新設)					
1万円 ″ 15,000	9 "	IJ	<u>300円</u> ×	"	1万円 "	2万円	"	"	<u>200円</u> ×	"
15,000円 " 2万円	9 //		<u>400円×</u>	<u>"</u>	(新設)					
2万円 " 3万円	9 "	IJ	<u>500円</u> ×	"	2万円 "	3万円	"	"	<u>300円</u> ×	"
3万円 " 5万円	9 "	IJ	<u>700円</u> ×	"	3万円 "	5万円	"	"	<u>400円</u> ×	"
5万円 " 7万円	9 "	"	1, 000円×	"	5万円 "	7万円	"	"	<u>500円</u> ×	"
7万円 " 10万円	9 "	"	<u>1,500円</u> ×	"	7万円 "	10万円	"	"	<u>1,000円</u> ×	"
10万円 " 15万円	9 "	"	3, 000円×	"	10万円 "	15万円	"	"	<u>2,000円</u> ×	"
15万円 " 20万円	9 "	"	<u>4,000円</u> ×	"	15万円 "	20万円	"	"	<u>3,000円</u> ×	"
20万円 " 30万円	9 //	"	<u>5,000円</u> ×	"	20万円 "	30万円	"	"	<u>4,000円</u> ×	"
30万円 " 50万円	9 //	"	<u>7,000円</u> ×	"	30万円 "	50万円	"	"	<u>5,000円</u> ×	"
50万円 " 70万円	9 "	IJ	1万円×	"	50万円 "	100万円	"	"	1万円×	"
<u>70万円 "</u> 100万F	9 11	<u>" 1</u>	5, 000円×	"	(新設)					
100万円 " 150万円	9 //	IJ	<u>3万円</u> ×	"	100万円 "	150万円	"	"	<u>2万円</u> ×	"
150万円 " 200万円	9 //	IJ	<u>4万円</u> ×	"	150万円 "	200万円	"	"	<u>3万円</u> ×	"
200万円 " 300万円	9 "	"	<u>5万円</u> ×	"	200万円 "	300万円	"	"	<u>4万円</u> ×	"
300万円 " 500万円	9 "	IJ	<u>7万円</u> ×	"	300万円 "	500万円	"	"	<u>5万円</u> ×	"
500万円 " 700万F	<u>9</u> "	"	10万円×	"	500万円 "	1,000万円	"	"	10万円×	"
700万円 #1,000万円	9		<u>15万円×</u>	<u> "</u>	(新設)					
1,000万円 "1,500万円	9 "	"	<u>30万円</u> ×	"	1,000万円 "	1,500万円	"	"	<u>20万円</u> ×	"
1,500万円 #2,000万円	9 "	"	<u>40万円</u> ×	"	1,500万円 "	2,000万円	"	"	<u>30万円</u> ×	"
2,000万円 #3,000万円	9 "	"	<u>50万円</u> ×	"	2,000万円 "	3,000万円	"	"	<u>40万円</u> ×	"
3,000万円 #5,000万円	9 "	IJ	<u>70万円</u> ×	"	3,000万円 "	5,000万円	"	JJ	<u>50万円</u> ×	"
5,000万円以上のもの		IJ	100万円×	"	5,000万円以上	このもの		"	100万円×	"
(呼値の単位に満たない)	端数は	切り上げ	げる。)		(呼値の単位)	こ満たない端	数は	切り上	げる。)	

- 当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期 (注) 間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社 債券である場合において、業務規程第25条の規 定により定める行使条件の変更期日から次に適 用される転換価額が確定する日までの間の転換 比率の算定における転換価額は、本所がその都度 定める。
- 第1項の規定により特別気配表示が行われている 5

- (呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)
  - 当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期 (注) 間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社 債券である場合において、業務規程第25条の規 定により定める行使条件の変更期日から次に適 用される転換価額が確定する日までの間の転換 比率の算定における転換価額は、本所がその都度 定める。
- 第1項の規定により気配表示が行われている場合

場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を 超える数量の対当する呼値については、特別気配表示 に係る数量を対当させ処理することができる。 における当該気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

## (連続約定気配の表示)

- 第10条 本所は、一の呼値による急激な価格変動を抑止する観点から本所が必要と認めるときは、一定の表示(以下「連続約定気配表示」という。)を行うものとする。
- 2 前項の連続約定気配表示を行う時期及びその値段 は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度 定めるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、第1項の規定により連続約定 気配表示が行われている場合について準用する。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行す る。
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の改正規定は、 売買システムの稼動に支障が生じたことにより売買 を行うことができない又はそのおそれがあると本所 が認める場合には、平成22年1月4日以後の本所が 定める日から施行する。

(新設)

# 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧			
(株券の制限値幅)		(株券の制限値幅)				
第2条 株券の呼値の制限値	「幅は、	次の基準値段	第2条 株券の呼値の制限値	重幅は、	次の基準値段	
の区分に従い、当該区分に	定める	ところによ	の区分に従い、当該区分	に定め	るところによ	
る。			る。			
基準値段	朱	限値幅	基準値段	#	削限値幅	
100円未満のもの	上	下 30円	100円未満のもの	上	下 30円	
100円以上 200円未満の	りもの	50円	100円以上 200円未満の	のもの	" 50円	
200円 " 500円	"	80円	200円 " 500円	"	" 80円	
500円 " 700円	JJ	100円	500円 " 1,000円	"	" 100円	
700円 』 1,000円		150円	(新設)			
1,000円 " 1,500円	II	300円	1,000円 " 1,500円	"	" 200円	
1,500円 "2,000円	II	400円	1,500円 "2,000円	"	" 300円	
2,000円 "3,000円	"	500円	2,000円 // 3,000円	"	" 400円	
3,000円 " 5,000円	II	700円	3,000円 " 5,000円	"	" 500円	
5,000円 " 7,000円	"	" 1,000円	5,000円 " <u>1万円</u>	"	" 1,000円	
7,000円 // 1万円		1,500円	(新設)			
1万円 " 15,000円	"	3,000円	1万円 " <u>2万円</u>	IJ	" 2,000円	
15,000円 世 2万円		4,000円	(新設)			
2万円 " 3万円	"	5,000円	2万円 " 3万円	IJ	" 3,000円	
3万円 "5万円	JJ	7,000円	3万円 " 5万円	"	" 4,000円	
5万円 "7万円	"	<u>1万円</u>	5 万円 " 7 万円	IJ	" 5,000円	
7万円 " 10万円	"	"15,000円	7万円 " 10万円	IJ	" <u>1万円</u>	
10万円 " 15万円	"	3万円	10万円 " 15万円	"	" 2万円	
15万円 " 20万円	"	<u>4万円</u>	15万円 " 20万円	"	" 3万円	
20万円 " 30万円	JJ	5万円	20万円 " 30万円	"	<b>1</b> <u>4万円</u>	
30万円 " 50万円	JJ	<u>7万円</u>	30万円 " 50万円	"	" <u>5万円</u>	
50万円 " 70万円	JJ	10万円	50万円 " <u>100万円</u>	"	" 10万円	
70万円 " 100万円	<u> 11</u>	<u>15万円</u>	(新設)			
100万円 " 150万円	"	30万円	100万円 " 150万円	"	" 20万円	
150万円 " 200万円	JJ	40万円	150万円 " 200万円	"	" 30万円	
200万円 " 300万円	JJ	50万円	200万円 " 300万円	"	" <u>40万円</u>	
300万円 " 500万円	"	70万円	300万円 " 500万円	"	" 50万円	

500万円 " <u>700万円</u> " " 100万円 <u>700万円</u> <u>"</u> 1,000万円 <u>"</u> 150万円 IJ 1,000万円 "1,500万円 " 300万円 1,500万円 "2,000万円 " 400万円 IJ 2,000万円 "3,000万円 " 500万円 IJ 3,000万円 "5,000万円 " 700万円 5,000万円以上のもの "1,000万円  $2 \sim 4$  (略)

# (基準値段)

第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基|第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基 準値段は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 株券

前日(休業日に当たるときは、順次繰り上 げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼 値に関する規則第9条の規定により特別気 配表示された最終特別気配値段及び同第1 0条の規定により連続約定気配表示された 最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。) とし、前日に約定値段(同第9条の規定によ り特別気配表示された特別気配値段を含 む。)がない場合その他本所が当該最終値段 によることが適当でないと認める場合は、本 所がその都度定める。ただし、業務規程第2 4条第1項の規定により定める株券の配当 落等の期日(以下「配当落等の期日」とい う。)、同第24条の2の規定により定める株 式併合後の株券の売買開始の期日又は同第 25条の規定により定める取得対価の変更 期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関 する表」により算出した値段とする。

$$(2) \sim (4)$$
 (略)

2 · 3 (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、平成22年1月4日から施 行する。

500万円 " <u>1,000万円</u> " " 100万円 (新設) 1,000万円 "1,500万円 " 200万円 1,500万円 "2,000万円 " 300万円 2,000万円 #3,000万円 # 400万円 3,000万円 "5,000万円 " 500万円 5,000万円以上のもの "1,000万円  $2 \sim 4$  (略)

#### (基準値段)

準値段は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 株券

前日(休業日に当たるときは、順次繰り上 げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼 値に関する規則第9条の規定により気配表 示された最終気配値段を含む。以下同じ。) とし、前日に約定値段(呼値に関する規則第 9条の規定により気配表示された気配値段 を含む。)がない場合その他本所が当該最終 値段によることが適当でないと認める場合 は、本所がその都度定める。ただし、業務規 程第24条第1項の規定により定める株券 の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」 という。)、同第24条の2の規定により定め る株式併合後の株券の売買開始の期日又は 同第25条の規定により定める取得対価の 変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出 に関する表」により算出した値段とする。

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 · 3 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1 号の改正規定は、売買システムの稼動に支障が 生じたことにより、改正後の規定により売買を 行うことができない又はそのおそれがあると 本所が認める場合には、平成22年1月4日以 後の本所が定める日から施行する。 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(終値取引の値段)	(終値取引の値段)
第5条 立会外取引特例第6条に規定する本所	第5条 立会外取引特例第6条に規定する本所
が定める値段は、次の各号に定める値段とす	が定める値段は、次の各号に定める値段とす
る。	る。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 午前11時から午後0時30分まで	(2) 午前11時から午後0時30分まで
当日の午前立会における売買立会による	(半休日においては、午前11時から正午ま
売買の普通取引における最終値段又は前場	<u>で)</u>
の売買高加重平均価格。	当日の午前立会における売買立会による
	売買の普通取引における最終値段又は前場
	の売買高加重平均価格。
(3) (略)	(3) (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
付 則	
この改正規定は、平成21年12月30日から	
施行する。	